平成２８年（フ）第１３６６号
札幌市南区澄川４条９丁目４番１号　中野マンションＡ101号
債務者　岡田　正樹（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８６号
札幌市中央区南８条西14丁目３番６―301号
債務者　米浦佳津江
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９７号
札幌市東区北30条東15丁目２番12号　グランデミル北30条205号
債務者　石橋　大樹
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０８号
札幌市北区新琴似６条16丁目４番12―601号
債務者　坂口　　寛
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１０号
札幌市中央区南15条西13丁目１番44―204号
債務者　上野　光代
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
群馬県高崎市飯塚町1316番地４　コロールプラタＮ101号
債務者　坂井　健二
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２９号
三重県松阪市飯高町富永72番地１　飯高高齢者生活福祉センター５号室、前住所三重県松阪市塚本町３番地３　植松マンション　２―Ｃ号
債務者　大崎　三郎
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第４１号
京都府京丹後市丹後町間人4607番地
債務者　谷井電気商会こと　谷井　　茂
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３２７６号
大阪市西成区千本北２丁目12番19号アドバンス岸里101
債務者　中林　昭則
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７４号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番３―201号
債務者　西井みちよ
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１２号
大阪府吹田市江坂町５丁目15番７号（503）
債務者　住野はる香
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９６４号
東京都東久留米市小山５―５―30　サンモール西原202
債務者　渡邊　弘子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９７２号
東京都港区麻布十番１丁目９―９―301
債務者　高野　康民
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９９０号
東京都練馬区貫井３丁目８―４―604
債務者　柴田　友里（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９９４号
東京都文京区白山１丁目31―５―801
債務者　松雪　重信
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９９５号
東京都練馬区豊玉北５丁目12―８―101
債務者　小野　寛子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部